

荻生小学校いじめ防止基本方針

- 「教育計画書に記載したことを全教職員で共通実践することが一番の危機管理である」というメッセージを心に抱き、学校運営のガイドラインとなる教育計画書に「いじめ防止基本方針」を掲載して取り組む。
- 黒部市教育委員会、黒部市教育センター、及び学校、家庭、地域住民、関係機関、種々のカウンセラーやソーシャルワーカー等が行動連携し、「いじめ見逃し0」を目指して取り組む。
- いじめに係る情報が寄せられた時は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに荻生小学校いじめ対策委員会に報告し、組織的に対応する。
- いじめが発生した場合は、「学校事故発生時の指針」「いじめの防止等のための基本的な方針」「重大事態発生時のガイドライン」等を基に、迅速・誠実に対応する。

令和6年4月

黒部市立荻生小学校

目 次

1	いじめの定義	1
2	いじめの認知件数とは	2
3	荻生小学校いじめ防止基本方針について	2
4	本校のいじめ問題に係る取組の概要	4
5	学校事故発生時の対応について	6
6	いじめの未然防止及び対応について	7
7	黒部市教育委員会との連携	18
8	黒部市教育センターとの連携	18
9	進学・進級の際の学校間・教師間の連携	20
10	重大事態発生の場合 ― 学校 ―	21
11	ネットトラブルの未然防止に向けて	28
12	参考	32
13	附則	34

1 いじめの定義 【いじめ防止対策推進法 平成25年～】

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

【留意点】

- 個々の行為が「いじめ」に該当するか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立つて行うことが必要である。「いじめられた児童の立場に立つて」とは、いじめられたとする児童の気持ちを重視することである。
- いじめには多様な態様があることに留意し、いじめに該当するかを判断するにあたっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に必要以上にこだわらないことが必要である。例えば、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あるので、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策組織等を活用して行う。（法22条）
- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。
- 一回限りの行為でも深刻な被害感を与えたり、トラウマとなったりするケースがあるので、一度でもいじめと認知する。
- 善の心から行っていることでも、相手が心身の苦痛を感じる場合がある。
（例：チームを強くしたいという願いが一人の子供を追い込む場合がある）
- 加害者が無自覚の心（同和地区等への差別、偏見等）から行っている場合もいじめとなる。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することが大切である。
- 軽微と捉えがちな行為が積み重なって重大事態に至ることがあることに配慮する。
- いじめられた児童の立場に立つて、いじめに該当すると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合等は、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、学校いじめ対策 組織等へ情報共有することは必要である。

2 いじめの認知件数とは

- いじめか否かを迷うような、いじめの初期段階、あるいはいじめの前段階のものまでも「組織」としての検討の俎上（そじょう）に乗せ、その結果、「いじめ防止対策推進法」上の「いじめ」に当たると判断されたものの全ての数字が「認知件数」である。
- 深刻ないじめへと発展したり重大事案にまで至ったりした（と「認知」した）数字ではない。
- つまり、「認知件数」の報告というのは、不祥事件数の報告などではなく、学校が真摯にいじめに向き合い、丁寧に対応を行った件数の報告である。

◎「認知件数」が多い＝教職員の目が行き届いている証と考えている。

いじめを積極的に認知することで、深刻な状況になる前に早期かつ適切に対応するとともに解消に向けてチーム支援することが可能になると考え、いじめの疑いがあるものや児童生徒や保護者、学校の内外等からにいじめの訴えに関しても積極的に認知する。

3 荻生小学校いじめ防止基本方針について

（１）目的

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

黒部市立荻生小学校は、学校・家庭・地域が連携し、「いじめ防止対策推進法」、「いじめ防止等のための基本的な方針」、「富山県いじめ防止基本方針」、「学校事故対応に関する指針」、「黒部市いじめ防止基本方針」等に基づき、いじめの防止やいじめの早期発見・対応のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「荻生小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

（２）基本的な考え方

いじめは相手の人間性とその尊厳を踏みにじる「人権侵害行為」である。

（生徒指導提要R4.12）

「いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである」（いじめ防止対策推進法 第一条 一部抜粋）
だからいじめは許されないのである。

いじめを放置して、優れた学校行事や優れた授業などあり得ない。

人間は本来、人を思いやる優しい心をもっています。

その優しい心を表す勇気をもたせましょう。

児童が「多様性を認め、一人一人の人権を大切にする人」に育つように努めましょう。

児童の出すサイン等を確実に受け止めるのために、日頃から教職員と児童、児童相互、教職員相互、保護者と教職員等との間に温かい人間関係をつくることができるよう努めます。

各学校の取組

- 温かい人間関係の構築と、居場所のある学級づくり
- 人権感覚を高め、校内にいじめを許さない雰囲気をつくる
- 相談しやすい雰囲気づくり
- 家庭・地域社会・関係諸機関との連携を深める
- どんな小さいいじめも初期段階から見過ごさない姿勢で対応



そのために

- 1 いじめはどの児童も被害者にも加害者にもなり得る問題であることを正しく理解する。
- 2 けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、「いじめではないか」という視点をもって、指導にあたり、いじめに該当するか否かを判断する。
- 3 「いじめ発見ポイント」（富山県いじめ対応ハンドブック参照 R3）に基づいて、児童を観察し、気になる点があれば早急に面談を実施する。
- 4 記名式アンケートの結果を踏まえつつ、すべての児童を対象に「予断をもたない」で観察したり、対策を講じたりする姿勢を大事にする。
- 5 「この先生は私たち（児童・保護者）の話を聞いてくれる。分かってくれる」という人間関係をつくること等、相談体制の充実に努める。

4 本校のいじめ問題に係る取組の概要

令和6年度 いじめ見逃し〇を目指すための視点・達成目標・評価

- ☆☆☆ 学校いじめ防止基本方針に基づいて実施・評価する ☆☆☆
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。
 - ・学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、毎学期、学校評価において目標の達成状況を評価する。
 - ・評価結果を踏まえ、学校におけるいじめ防止等のための取組の改善を図る。

○「いじめ見逃し〇を目指す視点シート」

視点	達成目標（具体的に記載）	評価
未然防止： いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり	・規律ある生活をするように、授業や給食時の挨拶を徹底したり、廊下歩行や集会への集まりが自主的に出来るように指導したりする。（4 A運動） ・相手を思いやる人間関係づくりを目指し、縦割り班等の異学年交流活動を推進する。 ・温かい言語環境づくりを目指し、児童会を中心に毎朝の挨拶運動 や「ぼかぼか言葉」の推進に努める。 ・長期休業明けや毎月の生活アンケートの実施をもとに、児童たちの状況を把握することに努める。 ・特別の教科道徳や学級活動等を通じて、思いやりの心を育むようにする。 ・「全教職員がすべての子供の担任」の意識で、週1回の情報交換を行い、児童理解に努め、日々の指導や支援に生かす。	
早期発見： 事案対処の マニュアル の実行	・トラブルが生じた際、担当教員を中心に時系列に基づいた対応や情報を紙面にまとめて回覧し、情報の共有、状態の認識に努め、対応の仕方と窓口の一本化に努める。 ・いじめや問題行動が起きた場合は、ただちに小委員会を開き、対応を協議して、チームで解決に当たる。 ・学校として対応したことを随時確認するとともに、被害児童、加害児童の経過を定期的に確認する（3か月間は継続する）。	
定期的・必要に応じたアンケートの実施（月1回）	・学期に1回のふれあい週間（教育相談）を行い、記名によるアンケートを実施する。 ・毎月、第4水曜日を「いじめ見逃し〇の日」とし、生活アンケート、教育相談にて学級の実態を把握する。 ・問題行動等の実態把握と解決に向けて、必要に応じたアンケート（通信機器に関するアンケート等）を実施する。	

	・保護者へのいじめアンケートを年間2回、1学期と2学期に実施し、長期休業前に問題を発見し、解決や休業明けの登校に役立てる。	
個人面談・保護者面談の実施	・いじめの早期発見と問題行動の防止のために、学期に1度のふれあい週間に全児童と面談を行う。 ・児童と落ち着いて話ができるよう、面談の時間を学校全体で確保する。 ・保護者との共通の認識、理解をもてるよう、学級懇談会や学年だより、HP等を活用するようにする。 ・問題行動等の発生時には、早期に保護者との面談を行う。	
校内研修の実施	・i-check調査結果を分析し、特に気を付けるべき子供の面談、支援を早急に行う。 ・i-check調査結果をもとに、気になる児童の情報の共有と対応について理解を図る機会を設ける。 ・いじめや問題行動に関する事例研修を行う。	
日常の児童理解の取組	・職員会議や毎週木曜日の職員終礼で気になる児童の情報の共有化を図る。「いじめ見逃し0」を目指し共通理解、共通行動を意識できるようにする。 ・児童との触れ合いを大切にして、受容的な言動に努める	
発生時の適切かつ迅速な対応と情報共有や組織的な対応	・いじめが発覚したときは、「いじめ発生時の行動マニュアル」に基づき、すぐに組織で対応する。	

5 学校事故発生時の対応について

1 迅速に動く – すべての業務に優先する（その日のうちに） –

（1）その日のうちに報告・謝罪（校長、教頭、生徒指導主事等）

① 発覚した時点で第一報を入れ、心理的事実について謝罪をする。

② 時間をおかずに関係教員を集め、事実を確認する。
必要に応じて児童にも面談し、事実確認を行う。

心配、不安な気持ちにさせてしまったことへの謝罪を行う

③ 事実確認後、訪問し、概要説明と正式謝罪を行う。

④ 今後の方針を伝える。その後、経過報告を逐一行う。

ずれは休日であっても対応し、正す

2 組織を生かす

（1）教職員全員の共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

（2）教職員一人一人が、いじめの情報を学校いじめ対策組織に報告・共有する。

（3）管理職のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として協働的な指導、相談体制を構築して進める。

（4）各担当者の報告を受け、各校のいじめ対策組織等において対応策を協議する。

（5）保護者面談や家庭訪問は、複数で行う（役割分担）。

（6）必要に応じてSCやSSW、いじめ対策SW等を加え、多角的な視点から対応する。

3 正確な記録と分析 – 可能な限り逐語で記録し、分析する –

（1）アセスメントシート等を活用して情報や対応方針の「可視化」を図る。

（2）客観的に事実関係を記録する。

事実と推測、実現可能な要望と実現が難しい要望を整理して分けて考える。

（3）言葉の解釈は一人一人違うので、要約したものでは判断を間違ふことがある。
言葉の中にある相手の真意を読み取り、対応を考える。

4 教育委員会との連携

（1）毎日、状況報告する。記録を累積しておく。

（2）何を聞かれてもすぐに答えられるよう、関係書類(情報)を整理しておく。

6 いじめの未然防止及び対応について

(1) 方針

① いじめに関する生徒指導の重層的支援構造

生徒指導の4層の支援構造を理解して「未然防止」⇒「早期発見」⇒「適切かつ迅速な対応」という順序での指導にあたる。

いじめ対応

(重層的支援構造)

- いじめの認知率を高め、早期対応に努める。
- 「いじめを見逃さない」という姿勢を教職員間で共有する。
- 児童生徒一人一人がいじめをしない態度・能力を身に付ける。



いじめの解消に向けた組織的な指導・援助（いじめ防止対策組織による被害児童生徒ケア、加害児童生徒指導、関係修復、学級の立て直し等）

- ・できるだけ早い段階から、SCやSSW等を交えた丁寧なアセスメントを行う
- ・問題に応じて、警察へ相談するなど、学校外の関係機関等との密接な連携を図る
- ・関係する児童生徒の保護者に対するきめ細かな連絡と相談を行い、信頼関係を築く
- ・情報の整理と管理、ケース会議等の記録の作成と保管を行う

いじめの予兆の発見と迅速な対応（アンケート、面談、健康観察等による気づきと被害児童生徒の安全確保等）

- ① いじめられている児童生徒の理解と傷ついた心のケア
- ② 被害者のニーズの確認
- ③ いじめ加害者と被害者の関係修復
- ④ いじめの解消

道徳や学級・ホームルーム活動等における児童生徒主体のいじめ防止の取組の実施

学級・ホームルーム担任が、いじめられる側を「絶対に守る」という意思を示し、学級・ホームルーム全体にいじめを許容しない雰囲気や風潮を醸成させることが重要

児童生徒が「多様性を認め、人権侵害をしない人」に育つような人権教育や市民性教育を通じた働きかけ

- ・「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくり、人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにする
- ・「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む
- ・「困った、助けて」と言えるように適切な援助を求め促す

「いじめ対応の重層的支援構造」生徒指導提要より

② いじめ防止につながる発達支持的生徒指導

ア 「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学級づくりを目指す

同調圧力が強まらないようにし、「いろいろな人がいた方がよい」と思えるように働きかける。

イ 児童間で対等で自由な人間関係が築かれるようにする

学力以外の様々な観点から、自分のことを認められ応援してもらっていると感じられるような居場所づくりに努める。

ウ 「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む

共同の活動を通して、他者から認められ、他者の役になっていると実感する機会を用意する（異年齢交流、係活動、児童会活動等）。

エ 「困った、助けて」と言えるような体制づくり

弱音を吐いたり、頼ったりすることができる雰囲気づくりと、それをしっかり受け止めることができる体制を築く。

③ いじめの未然防止

- ア いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要である。
- イ 全ての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。
- ウ 全ての児童が安心でき、自己存在感や充実感を感じられる授業づくりや集団づくりなど、「居場所づくり」を進めることが重要である。
- エ 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。
- オ 児童が主体的に取り組む共同的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという自己有用感を感じとれる「絆づくり」を進めることが重要である。
- カ いじめる心理から考える未然防止教育の取組を進める。「いじめはよくない」とほとんどの子供は分かっているはずなのに行ってしまうことに対する指導
- ・道徳科や学活等でロールプレイを行うなど体験的な学びの機会を用意する。
 - ・いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む必要がある。
 - ・ねたみ、異質な者への嫌悪感情、遊び感覚、金銭を得たい等の内面理解に基づく働きかけを行う。
- キ いじめの構造から「傍観者」が、被害者になることへの回避感情から同調せずに「相談者」「仲裁者」に転換するような取組を道徳科や学活において行う。
- ク ※特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行うことが必要である。

※…特に配慮が必要な児童とは、発達障害を含む障害のある児童、海外から帰国した児童や外国人の児童、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童、大地震等で被災した児童等（困難課題対応的生徒指導）

④ いじめの早期発見

- ア 全ての大人が連携して組織的に取り組み、児童のささいな変化に気付く力を高め、いじめの早期発見に努めることが必要である。
- イ いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識することが必要である。
- ウ ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめ

を認知することが必要である。

- エ 普段から児童の様子を把握し、児童の表情や学級の雰囲気から違和感に気づき、いじめの兆候を察知する姿勢が求められる。
- オ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施、タブレットや電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。
- カ 家庭や地域、関係機関と連携し、いじめに気付くネットワークを拡げて児童を見守る。

⑤ いじめへの対処

- ア いじめを把握したら、直ちに、被害者保護を最優先し二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、被害者の心情を理解し、心のケアを行う。
- イ 被害者のニーズを確認し、危機を一緒にしのいでいくという姿勢で、安全な居場所の確保や、加害者、学級全体への指導に関する具体的な支援案を提示し、本人や保護者が選択できるようにする。
- ウ 加害者とされる児童、いじめを知らせてきた児童、学級等に対しても確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。
- エ 教育委員会への連絡・相談し、事案に応じ、関係機関（医療、福祉、司法など）との連携を図る。
- オ 教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方（初期対応フローチャート、各学校の危機管理マニュアル）について、理解を深めておく。また、組織的な対応を可能とするような体制を整備する。
- カ 被害児童及び保護者の同意の基、いじめ加害者と被害者の関係修復を行う。指導の結果を丁寧に伝えるなどの配慮を行う。
- キ いじめの解消
「いじめに係る行為が止んでいること」「心身の苦痛を感じていないこと」を本人や保護者への面談を通じて継続的に確認していく。解消に至ったとしても卒業まで注意深く見守っていく。

⑥ 地域や家庭との連携

- ア コミュニティ・スクールの機能を生かしながら、社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域・家庭が、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、連携した対策を推進する。
- イ より多くの大人が、子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する地域ぐるみの体制を構築する。

⑦ 関係機関との連携

- ア いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）と適切に連携する。

犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大に被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとる（「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」（通知）令和5年2月 文部科学省初等中等教育局長）。

イ 警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、関係機関の担当者との窓口交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておく。

（２）学校の指導体制

☆☆☆ いじめ見逃し〇を目指すために、実効性ある体制を確立する。 ☆☆☆

- ① 校長のリーダーシップの下に、教職員の役割分担や責任の明確化を図る。
- ② 密接な情報交換（報告・連絡・相談・確認）により共通認識を図り、全教職員が一致協力して指導に取り組む。

□子供たちに「いじめとは下記の行為」であることを具体的に指導し、未然防止、早期発見・適切かつ迅速な対応に力を注ぎます。

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨ その他

□いじめに関する情報を共有し、問題の状況や指導方法等について共通理解を図る。

□定期的に児童の様子・行動に関わる情報交換会等を実施する。

□いじめの兆候が見られた場合、荻生小学校いじめ対策委員会で迅速に組織的な対応を行う。メンバーは、校長、教頭（教育相談コーディネーター）、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、該当学年担任等である。

□教育相談コーディネーターが核となって、児童や保護者が気軽に相談できる学校全体の雰囲気づくりに努める。

□いじめの事実関係の把握については正確かつ迅速に行う。その際、個人情報の取扱については十分留意する。

□スクールカウンセラー（ＳＣ）等を含めた関係諸機関との連携を密にするとともに学

- 校における相談機能の充実を図り、いじめの早期発見・早期対応に努める。
- 教職員が連携し、学校全体でいじめの早期対応に努める。
- 日頃から児童や保護者に対して、いじめ等の悩みを受け付ける相談機関等について、積極的な紹介を行う。
- いじめが発覚した場合の危機管理マニュアルを作成し、実践する。

(3) いじめの未然防止に向けた具体的な指導

- 児童の自己実現が図られるよう、日々「分かる・できる授業」の充実を図る。
- 児童の思いやりの心を育む道德教育や特別活動の充実を図る。

「特別の教科道德」等の授業において、いじめ0に向けて議論する活動を取り入れる。また、6年生と計画委員会の企画・運営により人権集会を開き、思いやりの心を育てている。

- 教師や児童の人権教育の充実を図る。

「教育指導の重点」や「人権教育指導のために」を基に、年に3回、人権意識をチェックする。

- 開かれた学校づくりの推進の一つとして、児童が学校の出来事を家庭で話すことができるように、楽しい学校・学級づくりに励む。
- 人間関係力づくりを推進するために、構成的グループ・エンカウンターやソーシャル・スキル・トレーニングの計画的な実施に努める。
- 人間関係を構築する力を育てるために、学び合いの活動や対話のある活動等を積極的に取り入れ、人間関係の醸成に役立てる。

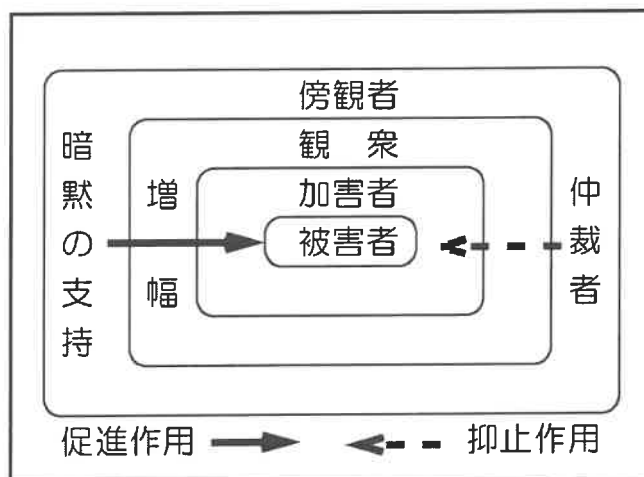
- ・自分の考えを分かりやすく豊かに表現できる児童を育てるために、「思いをもつこと」「聞くこと・話すこと」を重点に置いた学習活動を充実させる。
- ・互いが認め合い、関わり合う授業づくりを推進し、教師の授業改善と授業力向上に努める。

- いじめの四層構造についての指導を徹底する。

いじめの場面において学級集団は、加害者、被害者、観衆（いじめをはやしたてておもしろがって見ている者）、傍観者（見て見ぬふりをしている者）という四層構造をなす。

いじめの過程で重要な役割を果たすのが「観衆」と「傍観者」である。「観衆」が増長したり「傍観者」が黙認したりすると、いじめは促進される。

しかし、両者が否定的な反応を示したり「仲裁者」として行動したりすれば、「加害者」はクラスから浮き上がり、結果的にいじめへの抑止力になる。「加害者」と「被害者」への指導だけでなく、「観衆」と「傍観者」への指導がとても重要である。



□ ネットトラブル防止について指導し、児童が事件に巻き込まれたりトラブルを起こしたりしないようにする。また、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たる行為だということを理解させる。

- ① 保護者と教職員、児童がともにインターネットの安全な利用について学ぶために、ネットトラブル防止教室を開催する。
- ② 教員がインターネット上におけるトラブルやいじめ等について、黒部市教育委員会や富山県教育委員会等と連携して学ぶ。
- ③ スマホやゲーム依存にならない、トラブルに巻き込まれないなどのために、児童が主体的にルールを決める学習を取り入れる。

□ 市立図書館とも連携し、学校貸出を積極的に活用して、児童の豊かな心の育成に努める。

- ・ 毎学期に、1か月ずつ市立図書館で借りた本を学級に配置し、本に親しみ、豊かな心を育むための環境づくりを行う。
- ・ 「フレンド集会（図書委員会発表）」では、委員会の児童から図書室の本を紹介したり、各学年で選んだおすすめの本を紹介したりする。

□ 児童としっかりと向き合うために、次のことを共通実践する。

- ・ 4 A 運動（あいさつ、あつまり、あとしまつ、あんぜん）運動の推進
- ・ 分かる授業、互いに認め合い、関わり合う授業づくりに努める。
- ・ 学校評価等のアンケート結果を基に授業改善や対策を考え実践する。
- ・ 終礼時（毎週木曜）に全学年の気になる児童の情報交換を行う。
- ・ 保護者、児童から「いじめ」に関する訴えが出たら、迅速かつ適切に生徒指導主事を中心に情報を整理し、荻生小学校いじめ対策委員会を開いて対策や今後の方針を協議する。

(4) いじめの早期発見・対応に向けた具体的な取組

○日頃から児童が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努める。
○定期的に児童及び保護者にいじめ調査を実施するとともに、個人面談を通して、児童の悩みや保護者の不安等を積極的に受け止める。

- ① いじめの状況・取組を全教職員で共通理解し、黒部市教育センターに報告する。黒部市教育センターで集約したものを基に校長研修会で共有し、他校の実践について学び合い、自校に還元する。
- 「いじめ見逃し0を目指す視点シート（視点・達成目標・評価）」を作成し、全教職員で共通理解・共通実践する。視点・達成目標は4・9・1月に、評価は7・12・3月に、黒部市教育センターに提出する。
- 定期的に記名式のアンケートと面談を実施し、学級の状況を把握して学級運営に生かす。アンケート結果は、その日のうちに集計し、管理職に報告する。児童から「いじめの訴え」があった場合は、荻生小学校いじめ対策委員会でいじめか否かを判断する。その結果をいじめの実態把握調査票に記載し、毎月末までに、黒部市教育センターに提出する。

<アンケート調査の実施>

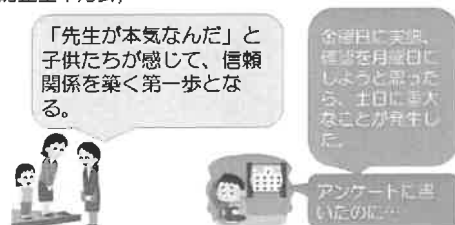
- ・毎月第4水曜日に生活アンケート調査を行う。
- ・年間2回、保護者アンケートを実施する。

<面談の実施>

- ・学期に1回、生活アンケート終了後、全員対象の面談（ふれあい週間）を実施する。特に配慮を必要とする児童は、その日のうちに面談を実施する。

アンケートは何のためにするの？

○アンケート実施後、その日のうちに状況を確認する。(富山県いじめ防止基本方針)



面談は何のためにするの？

ー パイプを太くする ー

- ・「先生は私たちのことを心配してくれる。また相談したいな」と思わせる面談をする。
- ・きちんと全員対象とした面談を行うと「いつ、誰が、チクった」が分からなくなるので安心して情報提供ができる。
- ・安易に加害行為をしている子供は「誰かからバレるかもしれない」という抑止力効果になることも期待できる。

- 県からの通知（生徒指導の推進）をしっかりと受け止め、校内の生徒指導体制のチェック（「いじめに関する手引き書」による）等を確実にを行い、PDCAのサイクルで「いじめ見逃し0」を目指して取り組む。

② 「いじめ見逃し0」を目指すための研修の充実

- ☐ 生徒指導主事等研修会やいじめの問題に係る教頭対象の研修会等の成果を、校内研修会で還元する。
- ☐ 「いじめ見逃し0 宣言ーいじめ問題に係る手引き書ー」や喫緊の課題（ネットトラブル等）に関する資料を基に研修する。
- ☐ いじめの問題に関する校内研修会では、いじめ問題の未然防止、いじめの正確な認知、対応等について情報を共有・交換して学ぶ。
- ☐ i-check 等の各種調査を活用して分析し、学級内の人間関係の状況や一人一人の心理状態を把握する研修会を行い、学級運営に生かす。

③ ネットトラブルの早期発見・早期対応

- ☐ 黒部市教育センターから「爆サイの掲示板」等の書き込みについて連絡があった場合は、迅速に対応する。
- ☐ ネットパトロール検索システムで危険な書き込みとして連絡があった場合は、適切な対処を行う。（連絡：東部教育事務所→黒部市教育委員会→該当校）

④ 相談体制の充実

- ☐ 教育相談コーディネーターが管理職や生徒指導主事、SC、SSWと連携し、相談体制の確立・充実に努める。
- ☐ 気軽に相談できる体制づくりに努めるために、相談ポストを設置したり学校だより等で知らせたりする。
- ☐ 黒部市教育センター発行の相談案内のプリントを保護者に配布する。
- ☐ いじめ対策カウンセラーやいじめ対策ソーシャルワーカー、SCには、学校の対応や面談で知り得た情報を基にした相談を積極的に行い、アセスメント（見立て）を行ってもらう。
- ☐ 日頃から、24 時間子供 SOS ダイアルやにこにこ相談等の相談機関の紹介も積極的に行う。

（５）いじめが発覚したときの対応

① 学校及び学校の教職員

基本理念に基づき、保護者、地域、関係機関と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止等の対策に取り組むとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、他の業務に優先して、適切かつ迅速に対応する責務がある。

② いじめられている児童に対して

- ☐ 自ら訴えてきたことを温かく受け止め、いじめから全力で守ることを約束する。
- ☐ いじめられている内容やつらい思い等を親身になって聞くことにより、安心感をもたせる。
- ☐ 本人の活躍を認め励ますことによって、自信や存在感をもたせる。

③ いじめている児童に対して

- ☐ いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、まず、いじめることをやめさせる。
- ☐ いじめられている児童の気持ちに着目させ、いじめることが相手をどれだけ傷付け、苦しめているかに気付かせる。
- ☐ いじめてしまう気持ちを聞いて、心の安定を図り、教師との信頼関係をつくる。その際、積極的にＳＣを活用する。
- ☐ 当番活動や係活動等、具体的な場でのよい行いを積極的に見付けて認める。

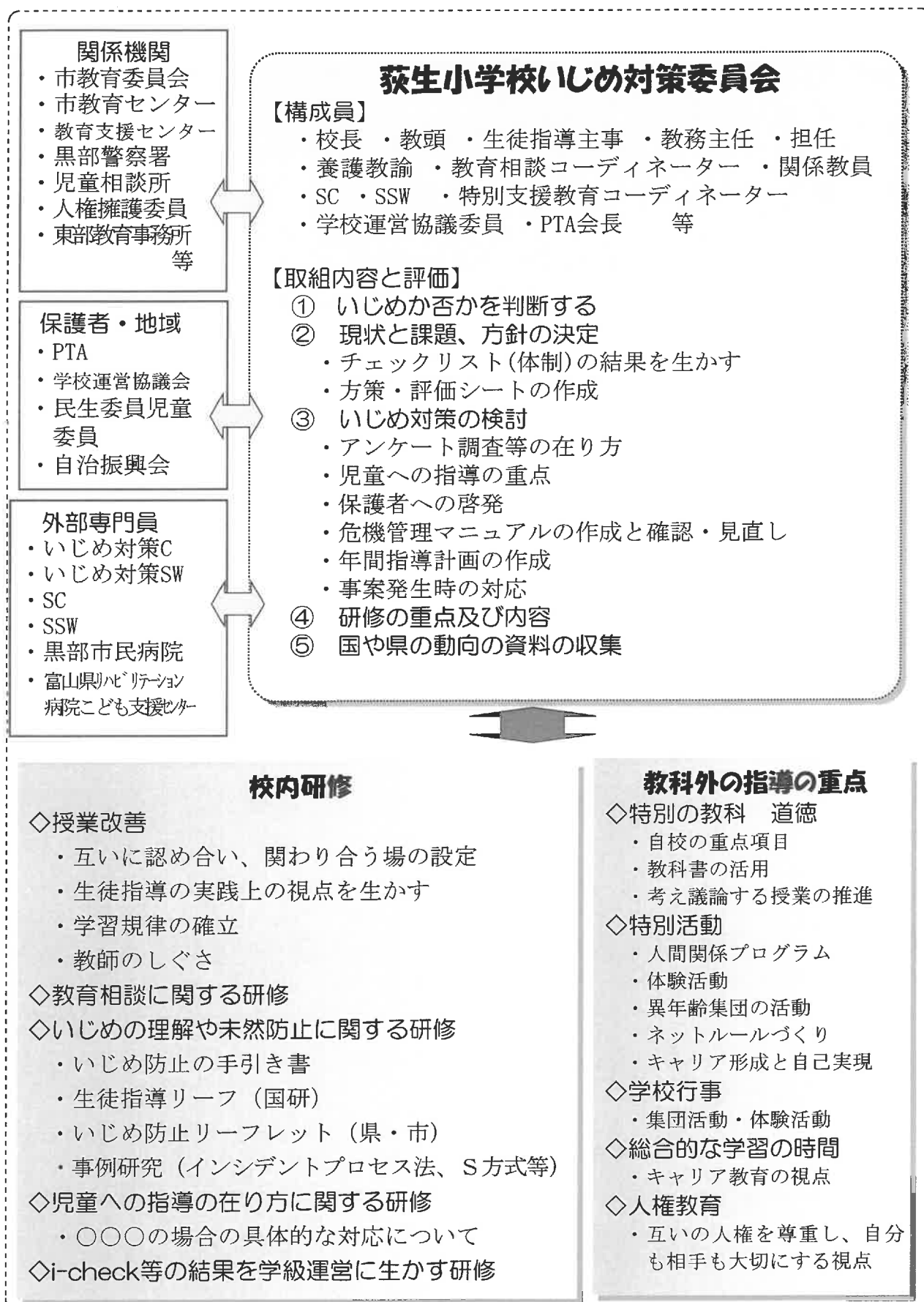
④ 学級の児童に対して

- ☐ 見て見ぬふりをすることは、いじめの助長になることに気付かせる。
- ☐ いじめを発見したら、教師や友達に知らせて、すぐにやめさせることを徹底する。
- ☐ 友達の言いなりにならず、自らの意志で行動することの大切さに気付かせる。
- ☐ 一人一人をかけがえのない存在として尊重し、温かな人間関係を築くとともに安心して生活できるようにする。

⑤ 保護者との面談 一連携強化を図るために一

- ☐ 保護者の悩みや気持ちを真摯に受け止め、信頼関係を深める。
- ☐ 事実を正確に伝え、家庭での対応の仕方、学校との連携について助言する。
- ☐ いじめの問題を、児童と保護者との関係を見直す機会とするよう助言する。
- ☐ 相談機関等について、積極的に情報提供を行う。
- ☐ 状況に応じて、関係諸機関との連携をとるよう働きかけを行う。
- ☐ 保護者対応等について研修し、実践に役立てる。

学校におけるいじめ防止等の対策のための組織
【法22条】



学校におけるいじめ防止等の対策のための役割分担

職	役割	具体的な内容
校 長	責 任 者	○基本方針の策定指針 ○重大事態の対応時の全体総括 ・状況把握と判断 ・方針の決定 ・役割分担の決定 ○解決の確認判断
教 頭	責任者補佐	○校長の補佐 ○教育委員会や関係機関等への報告・連絡 ○教育相談コーディネーター
生徒指導主事	情報収集と集約・報告	○指導体制の点検と見直し ○情報収集、整理、報告 ○担任等との相談、助言 ○教職員の共通理解の推進 ○生徒指導委員会の開催（小委員会※随時） ○アンケートの実施 ○個別面談や相談の受け入れ、集約 ○いじめ等の問題行動への対応 ○教育相談コーディネーター
教務主任		○授業改善の推進（認め合い、関わり合い） ○学習規律の徹底
教育相談 コーディネーター	面談等の集約	○教育相談の研修 ○教育相談の受け入れ、集約
養護教諭		○児童の心への寄り添い ○児童の健康管理
担 任 特別支援コーディネーター	情報収集	○情報収集、生徒指導主事への報告
関係教員		○担任と協力しての情報収集
SC・SSW等	アセスメント等の助言	○事実把握、アセスメント等

7 黒部市教育委員会との連携

いじめ問題の解決に向けて、黒部市教育委員会への報告・相談を確実に行う。

- ① いじめが発覚した場合は、事故略報により学校教育班長に報告し、対応の方針等について相談する。
- ② 生徒指導上の諸問題の調査及びいじめに関する定例報告について教育委員会から問い合わせがあった場合は、的確に回答できるようにしておく。
- ③ 緊急時の場合は、いじめ対策 SW、巡回型 SSW、いじめ対策 C、要請支援 C 等の要請をする。

8 黒部市教育センターとの連携

いじめの状況・取組を全教職員で共通理解し、市教セに報告する。

- ① いじめ見逃し 0 を目指す視点シート（「視点・達成目標・評価」）を作成し、全教職員で共通理解・共通実践する。視点・達成目標は 4・9・1 月に、評価は 7・12・3 月に、黒部市教育センターに提出する。
- ② アンケート調査等の結果を基に、毎月末までに黒部市教育センターに提出する。
 - ア 児童が記載した実数
 - イ 荻生小学校いじめ対策委員会でいじめと認知した数及び態様・対処、解消の有無
 - ・いじめの被害者及び加害者をアルファベットで記載したシートは、メールで送信する。
 - ・氏名を記載したシートは、親展文書で送付する。

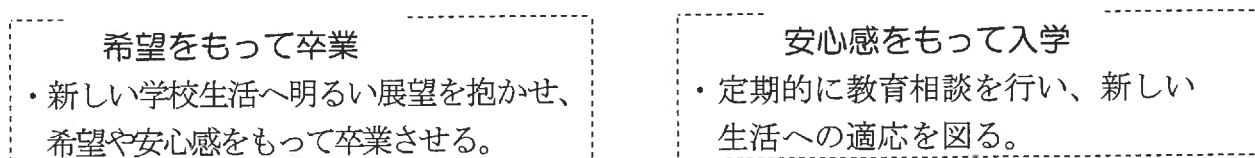
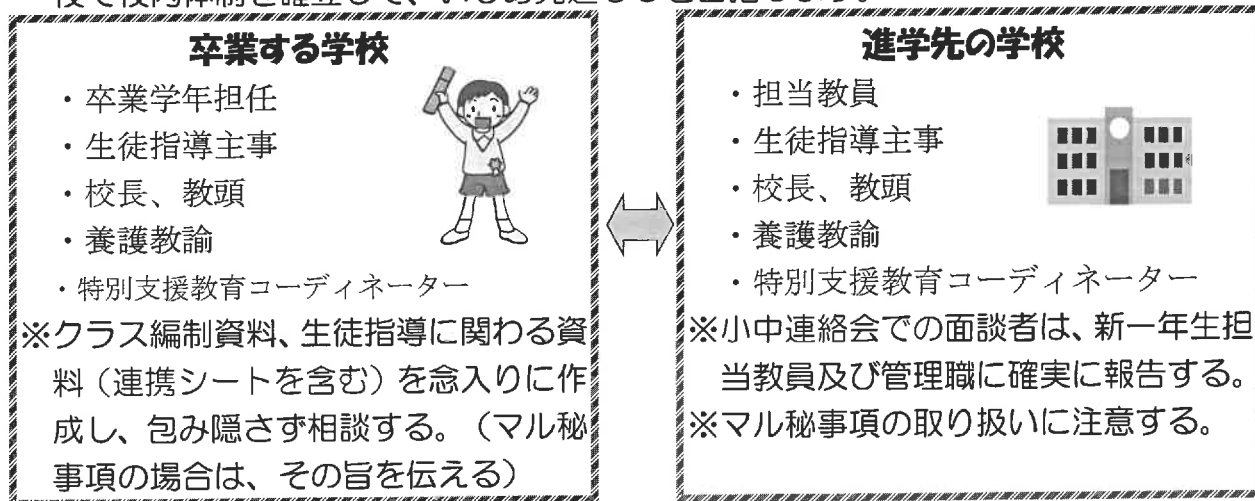
☆ いじめ防止における取組図



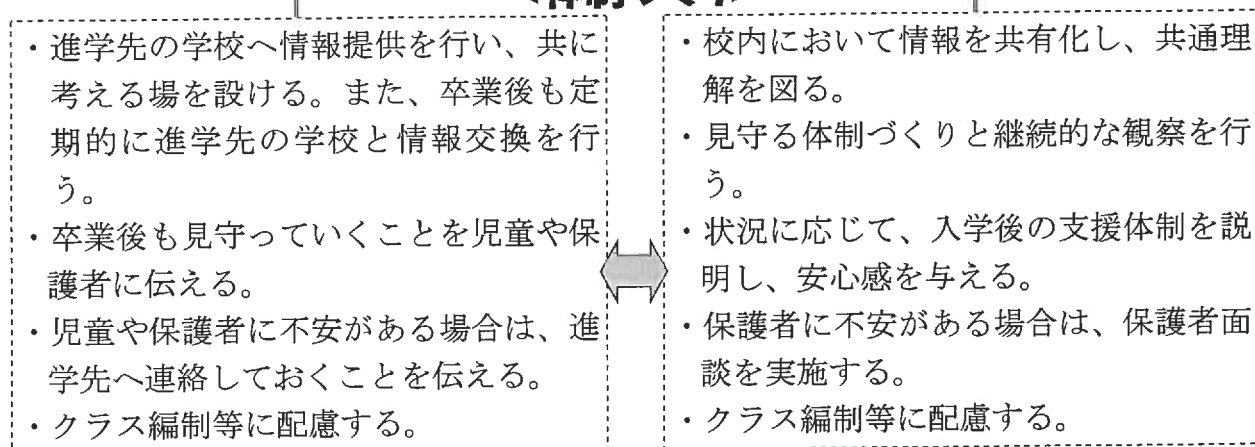
9 進学・進級の際の学校間・教師間の連携

(1) 進学の場合

中学校におけるいじめは、小学校時代からのいじめが継続していたり、小学校における人間関係のトラブルに起因していたりする場合があります。卒業、進学にあたり卒業する学校と進学先の学校の関係者が、きめ細かな連携を図るとともにそれぞれの学校で校内体制を確立して、いじめ見逃し〇を目指します。



<体制づくり>



また、以下の点に留意し、日頃から異校種間の連携を深め、入学時の心理的な負担を軽減し、進学先の学校で適応できるようにすることが大切である。

- ① 新しい環境での友達、先輩、教師との人間関係が、入学時の大きな不安になっている。発達段階に応じた「人間関係づくり」に視点を当てた連携が大切である。
- ② 教師が把握している以上に、学習上や生活上の相違に不安を感じている。教科指導や生徒指導の連絡会を設けるなど、適切な情報交換に努める。

10 重大事態への対処 — 学校 —

- 重大事態と判断した場合は、教育委員会に電話による第一報と「いじめ重大事態発生報告書」で報告する。
- 教育委員会が「黒部市生徒指導対策会議」を開催し、事案に係る調査を行う。
- 調査結果を「いじめ重大事態調査報告」にて報告する。

(1) 重大事態の例

- ① 児童生徒が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合
- ⑤ 欠席の理由が「いじめが要因ではないか」と思われ、欠席日数が 30 日以上となった場合（この日数は目安である。児童生徒が一定期間連続して欠席をしている場合も重大事態と判断する）
- ⑥ 児童生徒や保護者から重大事態に至ったという申し出があった場合

☆ 生命・心身・財産重大事態（法第 28 条 第 1 項 第 1 号）

◎ 下記は例示であり、これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。

- ① 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 軽傷で済んだものの、自殺を企図した。
- ② 心身に重大な被害を負った場合
 - リストカットなどの自傷行為を行った。
 - 暴行を受け、骨折した。
 - 投げ飛ばされ脳震盪となった。
 - 殴られて歯が折れた。
 - カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。
 - 心的外傷後ストレス障害と診断された。
 - 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
 - 多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。
 - わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
 - 複数の生徒から金銭を強要され、総額 1 万円を渡した。
 - スマートフォンを水に浸けられ壊された。
- ④ いじめにより転学等を余儀なくされた場合
 - 欠席が続き（重大事態の目安である 30 日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した（転学・退学するほど精神的苦痛を受けていたということであるため、生命心身財産重大事態に該当する）。

☆ 不登校重大事態（法第 28 条 第 1 項第 2 号）

欠席日数が年間 30 日であることを目安としている。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にもかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

(2) 重大事態に係る調査の指針(概要)

―詳細は、平成 28 年 3 月 不登校重大事態に係る調査の指針（文部科学省初等中等局）を参照―

○ 学校の対応

流れ	内容
欠席開始 ※ 重大事態に該当すると「認める」とは、「考える」「判断する」の意であり、「確認する」「肯定する」といった意味ではない。	・ 月 3 日の欠席で家庭訪問等を実施し、児童及び保護者面談から状況・理由等を聴取する。 ・ 学校は欠席 30 日になる前から<u>準備作業</u>に取りかかる。 準備作業の確認事項 ①実施済みのアンケート調査 ②関係児童生徒からの聴取・確認 ③指導記録の記載内容の確認など
市町村教委に相談	・ 当該児童及び保護者への聴取が終わった時点で、「いじめが関係しているのではないか」と学校が判断した場合は相談し、情報共有を図る。 ・ 学校は重大事態に至る相当前から調査を行い、欠席が 30 日に達する前後の段階でいじめを受けたとされる児童及び保護者に説明できるよう準備をしておく。
重大事態発生と判断	・ 学校は、不登校重大事態と判断したときは、7 日以内に黒部市教育委員会に報告する。（様式 1） ・ <u>生命・心身・財産重大事態と判断したときは、直ちに黒部市教育委員会に報告する。</u>

○市教育委員会の対応

重大事態の報告	・ 市長に報告する。（口頭ではなく書面が望ましい） ・ 教育委員に説明する。 ・ 対処方針を決定する際は、<u>教育委員会会議</u>を招集する。 ※教育委員会会議とは、いじめ防止対策推進法第 14 条第 3 項に規定する教育委員会の附属機関などを想定している。 会議での配慮事項 ・ 個人情報が多く含まれているので、会議を一部非公開にしたり、資料から個人情報を除いたりする。
----------------	---

調査主体の決定	・市町村教育委員会が、調査主体を市町村教育委員会にするか、学校にするかを決定する。 ・原則、学校の調査組織で行う。 市町村教育委員会が行う場合 ・学校と保護者との関係が深刻化して関係修復が難しい場合 ・学校の負担が過大で調査を実施することにより学校の教育活動に支障が生じる恐れのある場合 等
---------	---

○調査の主体（市教育委員会または学校）の対応

調査の実施	・対象児童生徒、保護者、教職員、関係する児童生徒への聴取による調査をする。 聴取事項 ーいじめの行為についてー ①いつ頃から②誰から③態様④背景事情や人間関係⑤指導経緯、事実関係等 可能な限り網羅的に調査記録 留意事項(詳細は不登校重大事態に係る調査の指針P5・6) ① 基本姿勢 ○対象児童生徒に対して 徹底して守り通すことを教職員が言葉と態度で示す。 ○いじめを行った児童生徒に対して 行動の背景に目を向けるなど教育的配慮の下で指導する。 ② 対象児童生徒からの聴取にこだわらない ③ 方法の工夫(オープンな質問等) ④ 聴取環境や時間帯への配慮 ⑤ 報告・記録の重要性 ⑥ 重大事態に関する教職員の意識啓発 ⑦ 資料の保管
調査結果の 取りまとめ	・様式2を参考に調査報告書を作成する。 留意事項 ・対象児童生徒への聴取を申し入れたものの、実施できなかった場合は、その旨を書面上明示しておく。
児童生徒・ 保護者への情報提供	・対象児童生徒とその保護者に情報提供する。 (提供の留意事項については、「いじめ防止等のための基本的な方針P32を参照のこと」)※適時、適切な方法で提供する。 ・いじめをしていた児童生徒とその保護者に情報提供し、家庭と連携して指導する。
市町村長へ報告	・書面をもって報告する。 ・教育委員会会議で説明する。 ・再調査が必要な場合は、市町村長が指示する。
支 援	・児童生徒の学校復帰への支援と再発防止を目的として、支援を継続する。

黒部市教育委員会
教 育 長 殿黒部市立〇〇学校
校 長

〇 〇 〇 〇



いじめ重大事態発生報告書

重大事態の種類（該当するもの全てにチェックを入れる）

☐ いじめにより在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた（いじめの態様 ☐ 生命 ☐ 身体 ☐ 精神 ☐ 金品等 ※いずれかにチェックを）☐ いじめにより在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている

1 被害児童生徒について	学校名		
	学年・学級		
	ふりがな 児童生徒氏名		性別
	生年月日・年齢	平成 年 月 日生（ 歳）	
	住所		
	保護者氏名		
2 加害児童生徒について ※ 加害者が3名以上いる場合は、行数を増やす。	学校名		
	学年・学級		
	ふりがな 児童生徒氏名		
	生年月日・年齢	平成 年 月 日生（ 歳）	平成 年 月 日生（ 歳）
	住所		
	保護者氏名		
3 いじめの行為の状況	・発生月日、いじめの行為の態様・具体的な行為等について記載。		
4 報告の時点における対象児童生徒の状況	被害児童生徒（欠席の状況）		
	加害児童生徒		
5 重大事態に該当すると判断した根拠			

(1) 報告時期等

- ・本書での報告は、重大事態が発生したと判断した後「直ちに」（基本方針）行う。
- ・不登校重大事態の場合は7日以内に行うことが望ましい。（5に欠席日数を記入）

(2) その他

- ・市町村教育委員会は、教育事務所へ写しを2部送付、事務所は県教委へ1部送付する。

いじめ重大事態調査報告（例）

黒部市立〇〇学校

※以下の項目を参考に報告書を作成する（罫線によって分けしなくても構わない）

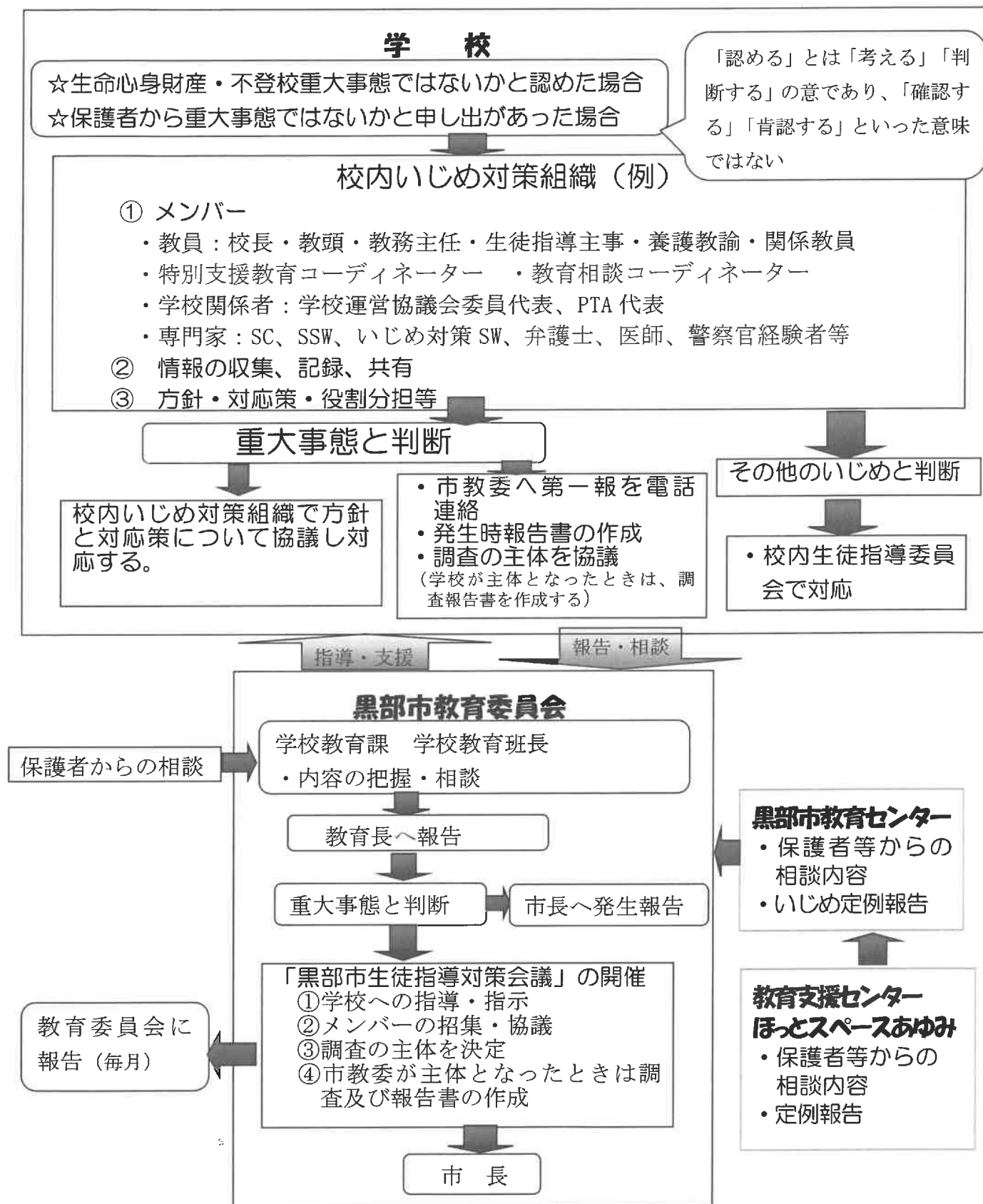
1 重大事態の 対象となる行 為の概要	・発生年月日、いじめの行為の態様・具体的な行為等について記載 （発生報告書に記載した内容をもとに、調査対象の事態の内容が分かる ように記載する）		
2 対象児童生 徒について	学校名		
	学年・学級		
	ふりがな 児童生徒氏名		性別
	生年月日・年齢	平成 年 月 日生(歳)	
	住所		
	保護者氏名		
	その他 ※報告時の欠席の 状況など	※不登校重大事態の場合は欠席期間や日数を記載	
3 加害児童生 徒について ※ 加害者が3 名以上いる場 合は、行数を 増やす。	学校名		
	学年・学級		
	ふりがな 児童生徒氏名		
	生年月日・年齢	平成 年 月 日生(歳)	平成 年 月 日生(歳)
	住所		
	保護者氏名		
4 調査の概要	調査期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
	調査組織及び構 成員		
	調査方法		
	外部専門家が調 査に参加した場 合は当該専門家 の属性		

5 調査内容	①行為Aについて	
※ 当該児童生徒に多くの行為があった場合は、行数を増やす。	②行為Bについて	
	③行為Cについて	
	④行為Dについて	
	※ 対象児童生徒・保護者、教職員、関係する児童生徒・保護者からの聴取等に基づき、いつ、どこで誰がどのような行為を誰に対して行ったとの事実を確定したかを根拠とともに時系列で記載。 ※ 学校の対応や指導についても時系列で記載。	
	⑤その他（家庭環境等）	
	⑥調査結果のまとめ（いじめに当たるかどうか、調査組織の所見含む）	
6 今後の対象児童生徒及び関係する児童生徒への支援方法		
7 今後の当該校におけるいじめ対策に関する校長（又は設置者）の所見		

○ 報告

- ・ 学校が調査した場合：学校→市町村教育委員会(写)→地方公共団体の長(本書)
- ・ 市町村教育委員会が調査した場合：地方公共団体の長(本書)、学校へ写しを送付する。
- ・ 市町村教育委員会は、教育事務所へ写しを2部送付、事務所は県教委へ1部送付する。

☆ 重大事態発生時の対応図



次の場合が考えられるため、黒部市教育委員会との連絡・相談を密にして対処する

- ① 学校が重大事態と判断し、黒部市教育委員会も重大事態と判断する場合
- ② 学校が重大事態と判断せず、黒部市教育委員会が重大事態と判断する場合

11 ネットトラブルの未然防止に向けて

1 ネット上のいじめの未然防止に向けて

子供の規範意識の向上に努め、ネット上のマナー（ネチケット）を周知徹底することが問題解決の近道です。

- ① 自分や家族、友達の情報を書き込まない
- ② 他人を誹謗中傷しない
 - ・はじめはいたずらやからかい半分で書いていたことがエスカレートし、知らない間に犯罪との境界線を踏み越えてしまうことがあること
 - ・内容によっては名誉毀損や侮辱罪といった犯罪になること
 - ・警察が犯罪行為と判断した場合は、書き込み者を特定すること
 - ・相手を不幸にすること
- ③ 困ったときは、まず相談する。

規範意識の醸成に関する指導について

—「社会で許されない行為は、学校においても許されない」—

学校では、子供たちに規範意識に基づいた行動様式を定着させることが重要です。校内規律を維持することは、学校における教育活動の基盤となるとともに、学校が安心・安全な居場所となることで、子供たちに安心感を与え、暴力・器物破損・いじめや不登校といった問題を未然防止することにつながります。

○ 規範意識の醸成を！ — 校内ルールの遵守と校内規律の維持を通して —

教育基本法第6条 — 重視 —

教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んじる

学校教育法21条 — 義務教育の目標 —

規範意識をはぐくみ社会の発展に寄与する態度を養う

○ 環境が子供を育てる

物的環境、人的環境、どちらも重要です。整った学校、子供理解に満たされた教師集団の中で、子供たちは健全に育っていきます。

物的環境

きまり等について意欲を喚起させる場合は、古い掲示物、色あせた掲示物は不可。

人的環境

教師は子供の師範である 言葉や態度による影響は大きい

2 一貫性のある指導のポイント ― 学校と家庭が手を取り合って ―

(1) 学級経営と生徒指導が相互に補完し合うことが必要です！ ― 小学校 ―

- ① 学級担任が児童の学校生活のほとんどの場面に関わることから、児童理解の充実を図っていくことが生徒指導上の要点となります。また、学級担任が児童の心や実態を十分に把握していなければ、一人一人の児童に規範意識の内面化を実現していくことは困難であると思われます。一人一人の行動の実態を十分に把握し、規範意識の内面化を図る指導を行いましょう。
- ② 学級担任の思い込みや抱え込みに陥ることなく、学級経営と生徒指導が相互補完し合い学校全体としての生徒指導となっていることが重要です。
- ③ 児童の規範意識の醸成は、家庭におけるしつけが核となります。しかしながら、それを社会に生きる人間の生き方として深めていく役割を学校は担っています。これからの生徒指導では、個々の学級で取り組むだけではなく、学年や学校全体として取り組むことが大切です。また、小学校1年生では、入学してくる幼稚園や保育所との連携を、6年生では進学先の中学校との連携を図り、規範意識の醸成に努めることが重要です。

(2) 学校は規律と社会的ルールを学ぶ場 「個と集団の育成」 ― 中学校 ―

- ① 中学生の特徴と思春期の理解を基本とし、「個の育成」と規範意識の向上のために「集団の育成」の観点を踏まえた取組が必要です。
- ② 規範意識の育成において学校生活は、規律や社会的ルールを学ぶ場であるという共通認識に立ち、学習環境の整備や学校内の規律の維持に取り組むことが必要です。そのためには、教職員の共通理解の下、一貫性のある指導に日々当たるとともに、生徒個々が規則を守ることの必要性を考える機会をつくることも大切です。
- ③ 規則違反や問題行動に対しては、すべての教職員が指導できる校内体制をつくり、継続的な指導を続けることが必要です。

3 きまりの運用について

子供たちの内面的な自覚を促し、きまりを自分のものとしてとらえ、自主的に守らせようとする指導が重要です。教員がいたずらに規則にとらわれて、規則を守らせることのみ
の指導となっていてはいけません。きまりを破った子供たちに対して、当該措置が単なる
制裁的な処分にとどまることなく、その後の指導の在り方も含めて、子供たちの内省を促
し、自主的・自律的に行動できるようにするなど、教育的効果をもつものとなるよう配
慮しなければなりません。

4 情報モラル教育の充実と教員の指導力の向上

POINT

① 教員研修の重要性

ネット・ケータイに苦手意識をもっている先生が多いのも事実ですが、現場に求められているニーズを理解し、保護者と一緒に知識を身に付け、子供たちを守りましょう。

② 指導は小学生のときから

掲示板・SNS・オンラインゲーム等でのトラブルは、中学校で表面化する場合が多いのですが「小学生のうちにその芽はある」という意識をもち、小学校の段階からネチケットの指導やインターネット安全教室の開催等に積極的に取り組むことが重要です。

③ 「おめでとうケータイ」に備えて

中学卒業と同時にほとんどの子供たちがスマホをもつようになります。「甘い誘惑に負けない自律心の育成」「ネット社会を安全に正しく生きていくために必要な知識と判断力の育成」に家庭と手を取り合って、子供たちを育てていきましょう。

(1) 教員研修について

現代社会では、子供たちが「ネット上のいじめ」や、いじめ以外のインターネット上のトラブルに巻き込まれる危険性が高まっています。このような情報化の影の部分への対応として、他人への影響を考えて行動することや有害情報への対応等の、情報モラル教育を行っていく必要があります。

情報モラル教育を行う際には、学習指導要領の内容を踏まえ、各教科等の指導の中で、小学校低学年から発達の段階に応じて情報モラルを取り扱っていく必要があります。

黒部市では黒部警察署の方等を講師として、全小中学校で研修会・講演会を行います。日程調整等は市教セが行います。（対象：子供、保護者、教職員）

(2) 情報モラルの指導について

学校は、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行うことが必要です。その際、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であることや、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に深刻な影響を与えるものであること、犯罪の対象となり得ることなどを伝えることが重要です。

5 ネット上のいじめについて — 誹謗・中傷 —

○ 特徴

スマホやパソコンを通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板等に、特定の子供の悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メッセージを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものです。

① 炎上しやすい

不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で広範囲に広がり、極めて深刻なものとなる。また、書き込む内容も「死ね」「殺す」など、相手への攻撃性が高くなる。

② 加害者にも被害者にもなりやすい

インターネットのもつ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、子供が簡単に被害者にも加害者にもなる。

③ 悪用されやすい

インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。

④ 回収が困難

インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。

⑤ 実態の把握が難しい

保護者や教師などの身近な大人が、子供の携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子供の利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。



誹謗・中傷する書き込み行為について

- 掲示板に他人を誹謗・中傷する内容を書き込む行為については、犯罪になることがある。
- 警察が犯罪行為と判断した場合は、書き込みをした人を見つけ、逮捕に至るケースもある。
- 掲示板でのトラブルが殺人事件にまで発展しまう危険性がある。
- 誹謗中傷は、いじめであり、人を不幸にすることになる。

12 参考

学校での指導等に役立つ通知・冊子

学校に備え付けてあるかどうかチェックし、対応する際の拠り所としましょう。

(1) いじめ関係

- いじめ防止対策推進法 【平成 25 年 9 月 28 日公布】
- 東日本大震災により被災した児童生徒を受け入れる学校の対応について（通知）
【文部科学省 平成 28 年 12 月 16 日】
- いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組
について（通知） 【文部科学省 平成 28 年 3 月 18 日】
- 不登校重大事態に係る調査の指針 【文部科学省 平成 28 年 3 月】
- いじめ防止等のための基本的な方針 【文部科学大臣 平成 29 年 3 月 14 日改訂版】
- いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 【文部科学省 平成 29 年 3 月】
- いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告を踏まえた対応について
（通知） 【文部科学省 平成 30 年 3 月 26 日】
- いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携について（通知）
【文部科学省 平成 31 年 3 月 29 日】
- 富山県いじめ防止基本方針 【富山県 令和 3 年 4 月 1 日改定】

(2) 教育相談

- ・児童生徒の教育相談の充実について（通知） 【文部科学省 平成 29 年 2 月 3 日】

(3) 虐待・DV 関係

- ・配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学について（通知）
【文部科学省 平成 21 年 7 月 13 日】
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律
【令和 6 年 4 月 1 日】
- ・児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について（通知）
【文部科学省 平成 22 年 3 月 24 日】
- ・一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防
止対策に係る対応について（通知） 【文部科学省 平成 27 年 7 月 31 日】
- ・児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化
について 【文部科学省 平成 31 年 2 月 28 日】
- ・「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への
定期的な情報提供について」 【文部科学省 平成 31 年 2 月 28 日】
- ・『児童虐待防止対策の抜本的強化について』等を踏まえた対応について
【文部科学省 平成 31 年 3 月 19 日】
- ・児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の分布に
ついて（通知） 【文部科学省 令和元年 7 月 19 日】
- ・学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き 【文部科学省 令和 2 年 6 月改訂版】
- ・学校現場における虐待防止に関する研修教材 【文部科学省 令和 2 年 1 月 23 日】
- ・児童虐待防止と学校（研修教材） 【文部科学省】
- ・富山県子ども虐待防止ハンドブック 【富山県子ども支援課 令和 2 年 3 月】

- ・教職員向け性暴力被害対応マニュアル
【富山県犯罪被害者等支援協議会 令和4年12月】
- ・「児童福祉法等の一部を改正する法律」の公布について（通知）
【文部科学省 令和4年6月15日】

(4) インターネット関係

- ・児童ポルノ事犯の「自画撮り被害」増加に伴う広報・啓発について（周知依頼）
【文部科学省 平成28年11月9日】
- ・情報化社会の新たな問題を考えるための教材 ～安全なインターネットの使い方を考える～指導の手引き
【文部科学省 令和2年度追加版】

(5) 体罰関係

- ・体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）
【文部科学省 平成25年3月13日】
- ・体罰根絶に向けた取組の徹底について（通知）
【文部科学省 平成25年8月9日】

(6) 学校事故関係

- ・学校事故対応に関する指針
【文部科学省 平成28年3月】

(7) 自殺関係

- ・教師が知っておきたい子どもの自殺予防
【文部科学省 平成21年3月】
- ・子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き
【文部科学省 平成22年3月】
- ・子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）
【文部科学省 平成26年7月】
- ・子供に伝えたい自殺予防（学校における自殺予防教育導入の手引）
【文部科学省 平成26年7月】
- ・児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の教材例について
【文部科学省・厚生労働省 平成30年8月31日】
- ・児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）
【文部科学省 令和5年7月10日】

(8) 富山県青少年健全育成条例

- ・富山県青少年健全育成条例施行規則
【富山県 昭和52年3月25日】
【富山県 平成31年3月15日改正】

(9) 生徒指導全般

- ・「生徒指導リーフ」シリーズ
【国立教育政策研究所】
- ・生徒指導支援資料
【国立教育政策研究所】
- ・初任者向け生徒指導資料
【国立教育政策研究所】
- ・生徒指導提要
【文部科学省 令和4年12月改訂】
- ・生徒指導に関する機能向上のための調査研究
【国立教育政策研究所】

13 附則

- ・平成 26 年 3 月策定
- ・平成 29 年 5 月改定
- ・令和 6 年 4 月改定
- ・実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを図る。